

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青山熊谷線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>まで 同市中曾根字北町二〇一八番地先</p>	<p>から 熊谷市高本字道下二八三番一地先</p>	<p>まで 同市中曾根字新田橋二〇四八番地先</p>	<p>区 間</p>
<p>九・二〇〇〇三七・九〇</p>	<p>九・一二〇二五・五八</p>	<p>九・一二〇二五・五八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二一八・六〇</p>	<p>一三五五・〇〇</p>	<p>一三五五・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>熊谷市に引き継ぐ。</p>			<p>備 考</p>

平成二十九年十一月十七日付
け埼玉県熊谷県土整備事務所
長告示第二十一号の道路予定
区域の一部変更である。旧Aは
熊谷市に引き継ぐ。